移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準

第１	移　動　タ　ン　ク　貯　蔵　所　の　種　類	令１５

１　移動タンク貯蔵所の種類

移動タンク貯蔵所の種類については、次のとおりである。

（昭和４８年３月１２日消防予第４５号）

(1) 政令第１５条第１項に定める移動タンク貯蔵所には、単一車形式（図１、２）及び被けん引車形式（図３、４）の２形式がある。

なお、灯油専用の移動タンク貯蔵所（トラックの荷台の上に移動貯蔵タンクを積載し、Ｕボルトで固定し、積替えをしないもの）は、積載式以外の移動タンク貯蔵所（単一車形式）に該当する。（平成元年７月４日消防危第６４号質疑）

単一車形式のものは、一般にタンクローリーと称されているものであり、被けん引車形式のものは、一般にセミトレーラと称されているものである。

(2) 政令第１５条第２項に定める積載式移動タンク貯蔵所も同様に単一車形式及び被けん引車形式の２形式がある。

(3) 政令第１５条第３項に定める給油タンク車

(4) 政令第１５条第４項に定めるアルキルアルミニウム等、アセトアルデヒド等及びヒドロキシルアミンの移動タンク貯蔵所

なお、それぞれの形式の適用は、次のとおりである。

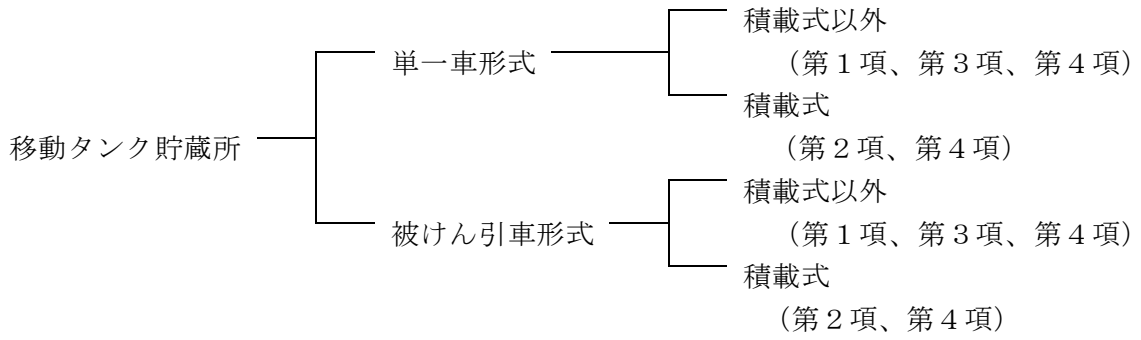

図１　単一車形式で積載式以外の移動タンク貯蔵所の例

図２　単一車形式で積載式の移動タンク貯蔵所の例

例１

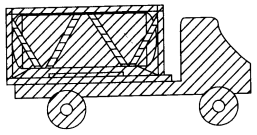

例２

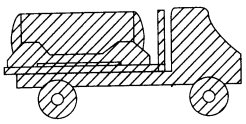

図３　被けん引車形式で積載式以外の移動タンク貯蔵所の例

例１

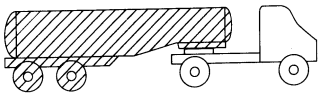

例２

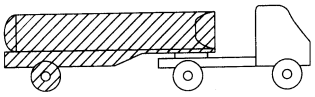

図４　被けん引車形式で積載式の移動タンク貯蔵所の例

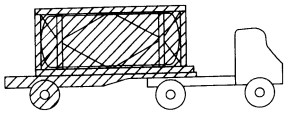

注）　上図１から４において、▨の部分は、移動タンク貯蔵所として規制される部分

(5) 移動タンク貯蔵所に該当しない車両の形式

移動タンク貯蔵所に該当しない車両の形式の例を図５に示す。

図５　移動タンク貯蔵所に該当しない車両の形式の例

例１

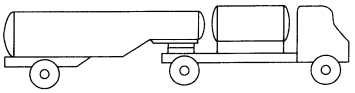

例２

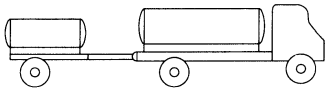

例３

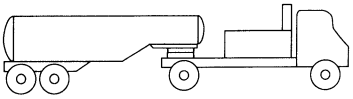

例４

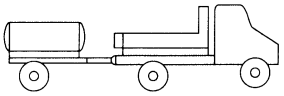

例５

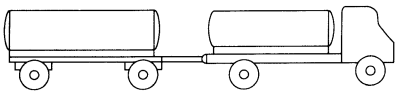

例６

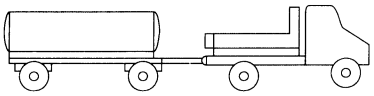

例７

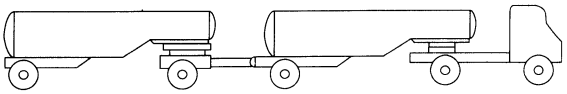

移動タンク貯蔵所（政令第１５条第１項）

第２	位　　置	令15－１－１

１　位置

移動タンク貯蔵所は、屋外の防火上安全な場所又は壁、床、はり及び屋根を耐火構造とし、若しくは不燃材料で造った建築物の１階に常置すること。

（政令第１５条第１項第１号）

２　位置の基準

常置場所については、次によること。

(1) 常置場所については、次によること。　（＊＊＊）

① 移動タンク貯蔵所を常置する場所は、屋外の防火上安全な場所又は壁、床、はり及び屋根を耐火構造とし、若しくは不燃材料で造った建築物の１階とされているが、建築物の１階にあっても当然防火上安全な場所とするものであること。

また、同一敷地内において複数の移動タンク貯蔵所を常置する場合にあっては、移動タンク貯蔵所の台数が、敷地の面積に対して適正であることを確認すること。

（昭和４８年３月１２日消防予第４５号）

② 前①の具体的な運用基準にあっては、次によること。　（＊＊＊）

ア 屋外の常置場所にあっては、車両（移動貯蔵タンク）の周囲に乗降車可能な空地（概ね０．５ｍ以上）を有すること。

イ 屋内の移動貯蔵タンクの周囲には、０．５ｍ以上の幅の空地を有するとともに、他の用途に用いる部分との境界には、不燃材料で造った隔壁を設けること。

ウ 常置場所は、火気を使用する設備等より１０ｍ以上の距離をとること。ただし、防火上有効な隔壁がある場合は、この限りでない。

エ 常置場所は、その範囲を明示すること。

オ 常置場所には、見やすい箇所に規則第１７条第１項に準じて「移動タンク貯蔵所」と白地に黒字により標識を掲げること。

カ 常置場所の区画には、移動タンク貯蔵所の許可年月日、許可番号を記入した掲示板を掲げること。

キ ２以上の移動タンク貯蔵所の常置場所を同一敷地内に設ける場合は、当該移動タンク貯蔵所相互間には前アの空地があれば足りることとし、原則として、各々の移動タンク貯蔵所が他の移動タンク貯蔵所を移動させずに容易に出入りできる通路を設けるものとする。ただし、縦列して２台までは通行可能な通路を設けることなく常置できるものとする。

（例）

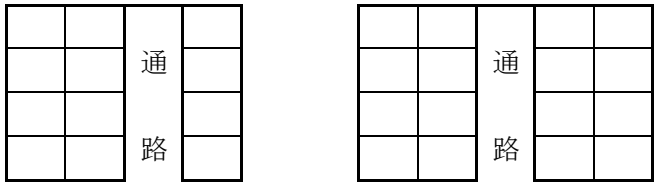

ク　前キの常置場所の掲示板は、原則として前カにより各区画毎に設けるものとする。
ただし、これにより難い場合には、当該常置場所全体の掲示板を見やすい箇所に設ることで足りる。

常置場所一覧

1	2		11
3	4		12
5	6		13
7	8		14
9	10		15

NO	許可年月日	許可番号	車両番号
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

③　常置場所においては、原則として、危険物を積載した状態で移動タンク貯蔵所を常置してはならない。

（＊＊＊）

＊常置場所において危険物を積載した状態の規制例

（昭和５１年５月３１日消防危第４号質疑）

第３	タ　ン　ク　の　構　造	令15－１－２ －３ －８

１　タンクの構造

(1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う車両（政令第２条第６号に規定する車両をいう。）に固定されたタンク（以下「移動貯蔵タンク」という。）は、厚さ３．２㎜以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあっては７０ｋＰａの圧力で、圧力タンクにあっては最大常用圧力の１．５倍の圧力で、それぞれ１０分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。（政令第１５条第１項第２号）

なお、この場合における圧力タンクとは、最大常用圧力が４６．７ｋＰａ以上のものである。

(2) 移動貯蔵タンクは、容量を３０，０００１以下とし、かつ、その内部に４，０００１以下ごとに完全な間仕切を厚さ３．２㎜以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で設けること。（政令第１５条第１項第３号）

(3) 移動貯蔵タンクの外面には、さび止め塗装をすること。（政令第１５条第１項第８号）

(4) タンクの構造の運用指針については、昭和４８年３月１２日消防予第４５号「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」別紙第２の２．２によること。（資料編参照）

第４	安　全　装　置　及　び　防　波　板　等	令15－１－４

１　安全装置及び防波板等

政令第１５条第１項第３号の間仕切りにより仕切られた部分には、それぞれマンホール及び総務省令（規則第１９条第２項）で定める安全装置を設けるとともに、総務省令（規則第２４条の２の９）で定めるところにより、厚さ１．６㎜以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造られた防波板を設けること。

（政令第１５条第１項第４号）

なお、安全装置は、移動貯蔵タンク内部の圧力が上昇した場合にタンクに過大な圧力がかからないようにするため設けるものであり、防波板は、走行中の移動貯蔵タンクにおける危険物の動揺を減少させ、走行中の車両の安定性を確保するために設けるものである。

２　安全装置の基準

政令第１５条第１項第４号の総務省令で定める安全装置は、次のとおりとする。

（規則第１９条第２項）

(1) 常用圧力が２０ｋＰａ以下のタンクに係るものにあっては２０ｋＰａを超え２４ｋＰａ以下の範囲の圧力で、常用圧力が２０ｋＰａを超えるタンクに係るものにあっては常用圧力の１．１倍以下の圧力で作動するもの。

(2) 吹き出し部分の有効面積が、容量が２，０００１以下のタンク室（間仕切により仕切られたタンク部分をいう。以下同じ。）に係るものにあっては１５㎠以上、容量２，０００１を超えるタンク室に係るものにあっては２５㎠以上であるもの。

(3) 安全装置の運用指針については、昭和４８年３月１２日消防予第４５号「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」別紙第２の２．３によること。

３　防波板の基準

政令第１５条第１項第４号の規定により、防波板は、次に定めるところにより設けなければならない。（規則第２４条の２の９）

(1) 容量が２０００１以上のタンク室に設けること。

(2) タンク室内の２箇所に、その移動方向と平行に、高さ又は間仕切からの距離を異にして設けること。

(3) １箇所に設ける防波板の面積は、タンク室内の移動方向の最大断面積の５０％以上とすること。ただし、タンク室の移動方向に直角の断面の形状が円形又は短径が１ｍ以下のだ円である場合は、４０％以上とすることができる。

(4) 貯蔵する危険物の動揺により容易に湾曲しないような構造とすること。

(5) 防波板の運用指針については、昭和４８年３月１２日消防予第４５号「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」別紙第２の２．４によること。

第５	マ ン ホ ー ル 及 び 注 入 口 の ふ た	令15－１－５

１　マンホール及び注入口のふた

(1) 移動貯蔵タンクのマンホール及び注入口のふたは、厚さ３．２㎜以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造ること。　　（政令第１５条第１項第５号）

(2) マンホール及び注入口のふたの運用指針については、昭和４８年３月１２日消防予第４５号「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」別紙第２の２．５によること。（資料編参照）

第６	可　燃　性　蒸　気　回　収　設　備	令15－１－６

１　可燃性蒸気回収設備

(1) 移動貯蔵タンクに可燃性の蒸気を回収するための設備を設ける場合にあっては、当該設備は可燃性の蒸気が漏れるおそれのない構造とすること。

（政令第１５条第１項第６号）

(2) 可燃性蒸気回収設備の運用指針については、昭和４８年３月１２日消防予第４５号「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」別紙第２の２．６によること。（資料編参照）

第７	側　面　枠　及　び　防　護　枠	令15－１－７

１　側面枠及び防護枠

マンホール、注入口、安全装置等（以下「附属装置」という。）がその上部に突出している移動貯蔵タンクには、総務省令（規則第２４条の３）で定めるところにより、当該附属装置の損傷を防止するための装置を設けること。　（政令第１５条第１項第７号）

なお、附属装置の損傷を防止するための装置は、当該移動タンク貯蔵所の両側面の上部に設けるもの（以下「側面枠」という。）及び附属装置の周囲に設けるもの（以下「防護枠」という。）がある。（規則第２４条の３第１号抜粋）（規則第２４条の３第２号抜粋）

２　側面枠の基準

側面枠は、次に定めるところにより設けること。

(1) 当該移動タンク貯蔵所の後部立面図において、当該側面枠の最外側と当該移動タンク貯蔵所の最外側を結ぶ直線（以下「最外側線」という。）と地盤面とのなす角度が７５度以上で、かつ、貯蔵最大数量の危険物を貯蔵した状態における当該移動タンク貯蔵所の重心点と当該側面枠の最外側とを結ぶ直線と当該重心点から最外側線におろした垂直とのなす角度が３５度以上となるように設けること。

（規則第２４条の３第１号イ）

(2) 外部からの荷重に耐えるように作ること。　（規則第２４条の３第１号ロ）

(3) 移動貯蔵タンクの両側面の上部の四隅に、それぞれ当該移動貯蔵タンクの前端又は後端から水平距離で１ｍ以内の位置に設けること。ただし、被けん引自動車に固定された移動貯蔵タンクにあっては、当該移動貯蔵タンクの前端又は後端から水平距離で１ｍを超えた位置に設けることができる。　（規則第２４条の３第１号ハ）

(4) 取付け箇所には、当該側面枠にかかる荷重によって移動貯蔵タンクが損傷しないように、当て板をすること。　（規則第２４条の３第１号ニ）

(5) 側面枠の運用指針については、昭和４８年３月１２日消防予第４５号「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」別紙第２の２．７によること。（資料編参照）

３　防護枠の基準

防護枠は、次に定めるところにより設けること。

(1) 厚さ２．３㎜以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で、通し板補強を行った底部の幅が１２０㎜以上の山形又はこれと同等以上の強度を有する構造に造ること。　（規則第２４条の３第２号イ）

(2) 頂部は、附属装置より５０㎜以上高くすること。ただし、当該高さを確保した場合と同等以上に附属装置を保護することができる措置を講じたときは、この限りでない。

（規則第２４条の３第２号ロ）

(3) 移動タンク貯蔵所の防護枠の後部に、後方確認用のカメラを設置することは、認めて差し支えないものとする。

なお、この場合、次の事項について確認すること。

①　政令第１５条第１項第１３号（電気設備）の規定に適合するものでこと。

②　防護枠の強度に影響を与えないものであること。

（平成元年７月４日消防危第６４号質疑）

(4) 防護枠の運用指針については、昭和４８年３月１２日消防予第４５号「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」別紙第２の２．８によること。（資料編参照）

第８	底　弁　及　び　底　弁　の　閉　鎖　装　置	令15－１－　９ 令15－１－１０

１　底弁及び底弁の閉鎖装置

(1) 移動貯蔵タンクの下部に排出口を設ける場合は、当該タンクの排出口に底弁を設けるとともに、非常の場合に直ちに当該底弁を閉鎖することができる手動閉鎖装置及び自動閉鎖装置を設けること。ただし、引火点が７０℃以上の第４類の危険物の移動貯蔵タンクの排出口又は直径が４０㎜以下の排出口に設ける底弁には、自動閉鎖装置を設けないことができる。　（政令第１５条第１項第９号）

(2) 前(1) の手動閉鎖装置には、総務省令（規則第２４条の４）で定めるところにより、レバーを設け、かつ、その直近にその旨を表示すること。

（政令第１５条第１項第１０号）

なお、手動閉鎖装置のレバーは、次に定めるところにより設けなければならない。

（規則第２４条の４）

ア　手前に引き倒すことにより手動閉鎖装置を作動させるものであること。

イ　長さは、１５㎝以上であること。

(3) 底弁の運用指針については、昭和４８年３月１２日消防予第４５号「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」別紙第２の２．９によること。（資料編参照）

(4) 底弁の閉鎖装置の運用指針については、昭和４８年３月１２日消防予第４５号「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」別紙第２の２．１０によること。（資料編参照）

第９	外部からの衝撃による底弁の損傷を防止するための措置	令15－１－11

１　外部からの衝撃による底弁の損傷を防止するための措置

(1) 底弁を設ける移動貯蔵タンクには、外部からの衝撃による底弁の損傷を防止するための措置を講ずること。（政令第１５条第１項第１１号）

(2) 外部からの衝撃による底弁の損傷を防止するための措置の運用指針については、昭和４８年３月１２日消防予第４５号「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」別紙第２の２．１１によること。（資料編参照）

第10	配　　管　　の　　先　　端　　弁	令15－１－12

１　配管の先端弁

移動貯蔵タンクの配管は、先端部に弁等を設けること。

（政令第１５条第１項第１２号）

なお、移動貯蔵タンクの配管は、万一底弁から危険物が漏えいした場合、配管内に危険物が残留した場合等においては、当該配管を通じて危険物が流出するおそれがあるのでその先端に弁等を設けなければならないこととされている。

第11	電　　気　　設　　備	令15－１－13

１　電気設備

(1) 移動貯蔵タンク及び付属装置の電気設備で、可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所に設けるものは、可燃性の蒸気に引火しない構造とすること。

（政令第１５条第１項第１３号）

(2) 電気設備の運用指針については、昭和４８年３月１２日消防予第４５号「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」別紙第２の２．１２によること。（資料編参照）

(3) 電気設備の防爆構造の種類及び表示等については、別記９[電気設備]の３及び４によること。（＊＊＊）

第12	接　　地　　導　　線	令15－１－14

１　接地導線

(1) ガソリン、ベンゼンその他静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物の移動貯蔵タンクには、接地導線を設けること。　　（政令第１５条第１項第１４号）

なお、静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物としては、第４類の危険物のうち特殊引火物、第１石油類及び第２石油類並びに第３類及び第５類のうち液体の危険物であって、引火性液体の性状を有するもののうち特殊引火物、第１石油類若しくは第２石油類と同等の引火性を有する物品が該当する。　　（＊＊＊）

(2) 接地導線の運用指針については、昭和４８年３月１２日消防予第４５号「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」別紙第２の２．13によること。（資料編参照）

第13	注　　入　　ホ　　ー　　ス	令15－１－15

１　注入ホース

(1) 液体の危険物の移動貯蔵タンクには、危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの注入口と結合できる結合金具を備えた注入ホースを設けること。この場合において、当該結合金具（第６類の危険物の移動貯蔵タンクに係るものを除く。）は、真鍮その他摩擦等によって火花を発し難い材料で造らなければならない。（政令第１５条第１項第１５号）

(2) 注入ホースの運用指針については、昭和４８年３月１２日消防予第４５号「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」別紙第２の２．１４によること。（資料編参照）

２　サイトグラスの基準

貯蔵する危険物の流れの確認及び目視検査を行うため、移動タンク貯蔵所の給油ホースの結合金具等にサイトグラスを設けることについては、一定要件を満足するものは、認めて差し支えない。

サイトグラスの使用が認められている例として、次のようなものがある。

例１　図１のような構造を有する結合金具で、サイトグラスの仕様にあっては、呼径３９Ａ、材質は強化ガラス（パイレックス）、耐圧試験圧力は２．４ＭＰａ、最高使用温度は３００℃であるもの。　（昭和５７年３月２９日消防危第３９号質疑）

図１　例１の結合金具の構造

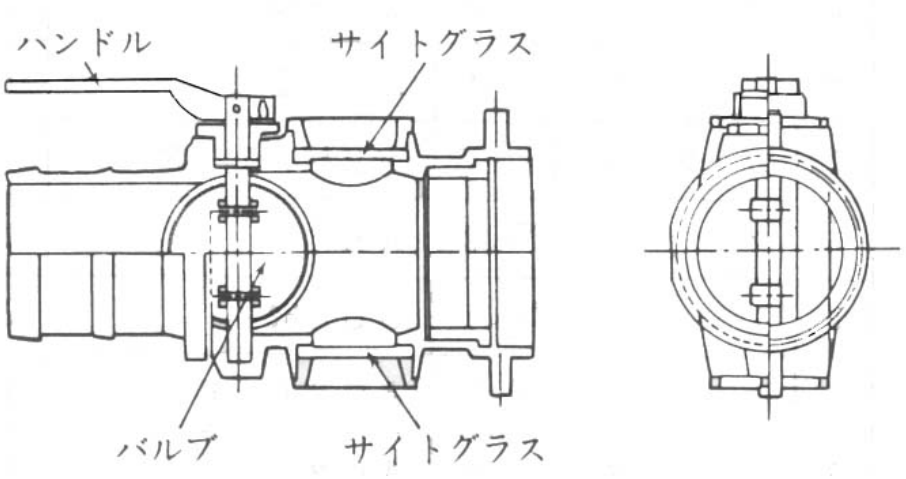

例２　図２のような構造を有する結合金具で、サイトグラスの仕様にあっては、直径が２０㎜、厚さ３㎜の円板状で、材質は硬質塩化ビニールであるもの。

（昭和５７年４月１９日消防危第４９号質疑）

図２　　例２の結合金具の構造

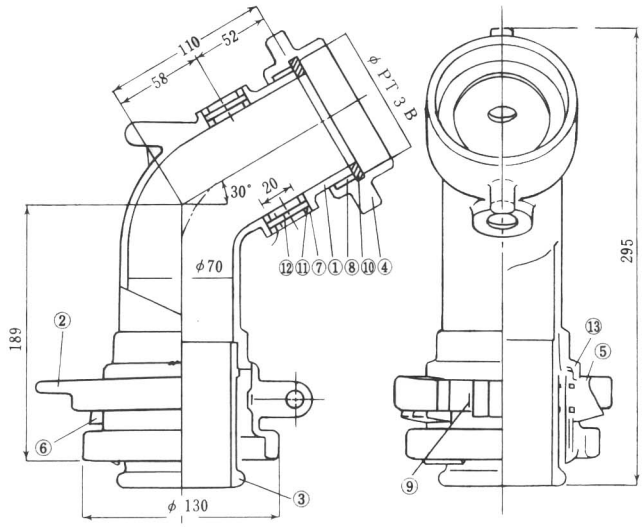

品番	品名	材質	個
13	スプリング	SUS304	3
12	ガラス	硬質塩化ビニール	2
11	ガラスパッキン	ニトリルゴム	4
10	パッキン	ニトリルゴム	1
9	シャフト	SUS304	1
8	ナット	ALBC	1
7	ガラス押工	BsBMD1－F	4
6	ツメ No. 2	ALBC	1
5	ツメ No. 1	SUS304	2
4	ホースネジ締金具	AC2A－F	1
3	ノズル	AC2A－F	1
2	アーム	AC2A－F	1
1	本体	AC2A－F	1

例３　移動タンク貯蔵所の吐出口に、コンタミを防止する目的で、アクリル樹脂製サイトグラス（三菱レイヨン（株）製で商品名アクリライト）を設置することについては、次の条件を満足するものは、認めて差し支えない。

なお、当該サイトグラスは、従来のものと異なり、リング状となっている。（図３参照）　　（平成７年９月２５日事務連絡）

①　アクリル製サイトグラスの両端には、弁を設置すること。

②　常温で溶解する危険物（アセトン、ベンゼン等）、常温で簡単に溶解しないが、膨潤、クラックの発生する危険物（メタノール、エタノール等）には使用しないこと。

③　サイトグラスの取付けにあたっては、配管、底弁等に悪影響を及ぼさないように取付けること。

図３　　例３の吐出口の構造図

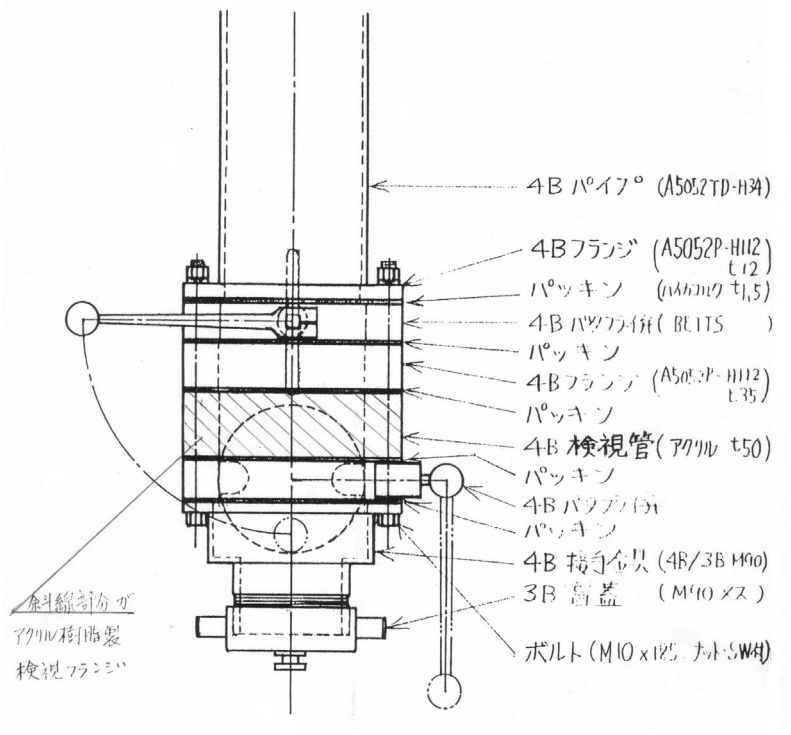

第 14	計量時の静電気による災害を防止するための措置	令 15－１－16

１　計量時の静電気による災害を防止するための措置

(1) ガソリン、ベンゼンその他静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物の移動貯蔵タンクのうち計量棒によって当該危険物の量を計量するものには、計量時の静電気による災害を防止するための装置を設けること。（政令第１５条第１項第１６号）

(2) 計量時の静電気による災害を防止するための措置の運用指針については、昭和４８年３月１２日消防予第４５号「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」別紙第２の２．１５によること。（資料編参照）

第15	標　識　及　び　表　示　板	令15－１－17

１　標識及び表示板

(1) 移動貯蔵タンクには、当該タンクが貯蔵し、又は取り扱う危険物の類、品名及び最大数量を表示する設備を見やすい箇所に設けるとともに、総務省令（規則第１７条第２項）で定めるところにより標識を掲げること。　（政令第１５条第１項第１７号）

(2) 政令第１５条第１項第１７号の規定による標識は、０．３メートル平方以上０．４メートル平方以下の地が黒色の板に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「危」と表示したものとし、車両の前後の見やすい箇所に掲げなければならない。

（規則第１７条第２項）

(3) 標識及び表示板の運用指針については、昭和４８年３月１２日消防予第４５号「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」別紙第２の２．１６によること。（資料編参照）

第16	特殊な移動タンク貯蔵所に係る基準	通　達

1　特殊な移動タンク貯蔵所に係る基準

(1) 最大容量が２０kℓを超える移動タンク貯蔵所

最大容量が２０kℓを超える移動タンク貯蔵所の基準は、政令第１５条第１項の規定の例によるほか、次によること。　（昭和４８年３月１２日消防予第４５号）

① タンク本体の最後部は、車両の後部緩衝装置（バンパ）から３００㎜以上離れていること。

② タンク本体の最外側は、車両からはみ出していないこと。

図　最大容量が２０kℓを超える移動タンク貯蔵所のタンクの位置

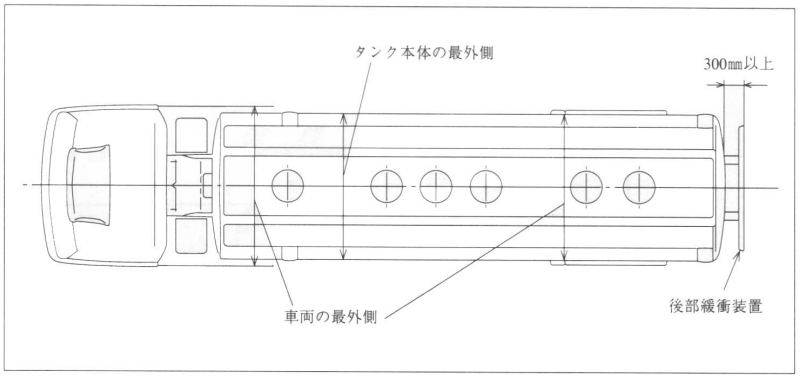

(2) ボトムローディング注入方式の設備を有する移動タンク貯蔵所

ボトムローディング注入方式の設備を有する移動タンク貯蔵所の基準は、政令第１５条第１項の規定の例によるほか、次によること。

（昭和４８年３月１２日消防予第４５号）

① タンク上部に可燃性蒸気回収装置（集合管に限る。）が設けられていること。

② タンク内上部に一定量になった場合に一般取扱所へポンプ停止信号を発することのできる液面センサー及び信号用接続装置を設けること。

③ 配管を底弁毎に独立の配管とするとともに、配管に外部から直接衝撃を与えないように保護枠を設けること。

④ 配管は、タンクの水圧試験と同圧力で水圧試験を実施すること。

(3) 胴板を延長した被けん引式移動タンク貯蔵所

２０kℓを超えるタンクを有する被けん引車を造ろうとした場合に、道路運送車両法の保安基準による車軸重量の制限を満足するために被けん引車の重心を後部へ移す必要がある。

また、タンク本体の一部に集中荷重が加わらない構造とするために、タンク支脚又はタンクの胴板の一部のみを延長するのではなく、タンク胴板を一体として延長するとともに、延長部の強度を確保するため、延長部分に鏡板を取り付けた構造としている。

胴板を延長した被けん引式移動タンク貯蔵所の基準は、政令第１５条第１項の規定の例によるほか、次によること。　（昭和４８年３月１２日消防予第４５号）

① 延長した胴板部に人が出入りできる点検用マンホールを設けること。

② 延長した胴板部の上下に各１箇所以上の通気口を設けること。

③ 延長した前部鏡板に外部から目視確認のできる点検口を設けること。

④　延長した胴板部に滞水することのないよう水抜口を設けること。

積載式移動タンク貯蔵所（政令第１５条第２項）

第17	積 載 式 移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	令15－２

１　積載式移動タンク貯蔵所

移動タンク貯蔵所のうち移動貯蔵タンクを車両等に積み替えるための構造を有するもの（以下「積載式移動タンク貯蔵所」という。）については、総務省令（規則第２４条の５）で、政令第１５条第１項に掲げる基準の特例が定められている。

（政令第１５条第２項抜粋）

２　積載式移動タンク貯蔵所の基準の特例

積載式移動タンク貯蔵所に係る政令第１５条第２項の規定による同条第１項に掲げる基準の特例は、次に定めるところによること。　（規則第２４条の５第１項抜粋）

(1) すべての積載式移動タンク貯蔵所の基準

① 積載式移動タンク貯蔵所については、政令第１５条第１項第１５号（注入ホース）の規定は、適用しない。　（規則第２４条の５第２項）

② 移動貯蔵タンクは、積替え時に移動貯蔵タンク荷重によって生ずる応力及び変形に対して安全なものであること。　（規則第２４条の５第４項第１号）

③ 積載式移動タンク貯蔵所には、移動貯蔵タンク荷重の４倍のせん断荷重に耐えることができる緊締金具及びすみ金具を設けること。ただし、容量が６，０００１以下の移動貯蔵タンクを積載する移動タンク貯蔵所にあっては、緊締金具及びすみ金具に代えて当該移動貯蔵タンクを車両のシャーシフレームに緊結できる構造のＵボルトとすることができる。　（規則第２４条の５第４項第２号）

④ 積載式移動タンク貯蔵所に注入ホースを設ける場合には、政令第１５条第１項第１５号に掲げる基準の例によること。　（規則第２４条の５第４項第３号）

⑤ 移動貯蔵タンクには、当該タンクの見やすい箇所に「消」の文字、積載式移動タンク貯蔵所の許可に係る行政庁名及び設置の許可番号を表示すること。この場合において、表示の大きさは縦０．１５ｍ以上、横０．４ｍ以上とするとともに、表示の色は、地を白色、文字を黒色とすること。　（規則第２４条の５第４項第４号）

(2) 箱枠を有する積載式移動タンク貯蔵所の基準

次に掲げる基準に適合する移動貯蔵タンクに係る積載式移動タンク貯蔵所については、政令第１５条第１項第３号（移動貯蔵タンクの容量等（間仕切に係る部分に限る。）、第４号（安全装置、防波板等）及び第７号（側面枠及び防護枠）の規定は、適用しない。

（規則第２４条の５第３項抜粋）

① 移動貯蔵タンク及び付属装置（底弁等を含む。以下この条において同じ。）は、鋼製の箱状の枠（以下この条において「箱枠」という。）に収納されていること。

（規則第２４条の５第３項第１号）

② 箱枠は、移動貯蔵タンクの移動方向に平行のもの及び垂直のものあっては当該移動貯蔵タンク、付属装置及び箱枠の自重、貯蔵する危険物の重量等の荷重（以下「移動貯蔵タンク荷重」という。）の２倍以上、移動貯蔵タンクの移動方向に直角のものに

あっては移動貯蔵タンク荷重以上の荷重に耐えることができる強度を有する構造とすること。（規則第２４条の５第３項第２号）

③　移動貯蔵タンクは、厚さ６㎜（当該タンクの直径又は長径が１．８ｍ以下のものにあっては、５㎜）以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造ること。（規則第２４条の５第３項第３号）

④　移動貯蔵タンクに間仕切を設ける場合には、当該タンクの内部に完全な間仕切を厚さ３．２㎜以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造ること。（規則第２４条の５第３項第４号）

⑤　移動貯蔵タンク（タンク室を設ける場合にあっては、当該タンク室。以下この項において同じ。）には、マンホール及び安全装置を設けること。（規則第２４条の５第３項第５号）

⑥　前⑤の安全装置は、規則第１９条第２項の規定の例によるほか、容量が４，０００ｌを超える移動貯蔵タンクの安全装置にあっては、吹き出し部分の有効面積の総和が２５㎠に当該容量を４，０００ｌで除して得た値を乗じて得た値以上となるように設けること。（規則第２４条の５第３項第６号）

⑦　移動貯蔵タンクのマンホール及び注入口のふたは、厚さ６㎜（当該タンクの直径又は長径が１．８ｍ以下のものにあっては、５㎜）以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造ること。（規則第２４条の５第３項第７号）

⑧　付属装置は、箱枠の最外側との間に５０㎜以上の間隔を保つこと。（規則第２４条の５第３項第８号）

(3) 積載式移動タンク貯蔵所の運用指針については、昭和４８年３月１２日消防予第４５号「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」別紙第３によること。（資料編参照）

(4) 積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する運用基準については、平成４年６月１８日消防危第５４号「積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する運用基準について」によること。（資料編参照）

給油タンク車（政令第１５条第３項）

第18	給　油　タ　ン　ク　車	令15－３

１　給油タンク車

政令第１７条第３項第１号又は２号に掲げる給油取扱所（以下「航空機給油取扱所又は船舶給油取扱所」という。）において航空機又は船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所（以下「給油タンク車」という。）については、総務省令（規則第２４条の６）で、政令第１５条第１項に掲げる基準の特例が定められている。

（政令第１５条第３項抜粋）（規則第２４条の６抜粋）

給油タンク車（レフューラー）とは、車両に専用タンク、ポンプ設備、フィルター及びホース設備（ホースリール）等を有するものである。

なお、車両の専用タンクを有せず、かつ、航空機給油取扱所の給油配管の先端部に接続するホース機器を備えた車両（以下「給油ホース車」又は「サービサー」という。）は、移動タンク貯蔵所に該当せず、政令第１７条第３項に規定する航空機給油取扱所の設備として規制されている。　（＊＊）

２　給油タンク車の基準の特例

航空機又は船舶給油取扱所において給油タンク車に係る政令第１５条第３項の規定による同条第１項に掲げる基準の特例は、次に定めるところによること。

（規則第２４条の６第１項抜粋）

(1) 給油タンク車については、政令第１５条第１項第１５号（注入ホース）の規定は、適用しない。　（規則第２４条の６第２項）

(2) 給油タンク車には、エンジン排気筒の先端部に火炎の噴出を防止する装置を設けること。　（規則第２４条の６第３項第１号）

① 構造　（＊＊）

火炎噴出防止装置は、遠心式等給油タンク車の排気筒からの火炎及び火粉の噴出を有効に防止できる構造であること。

② 取付位置　（＊＊）

火炎噴出防止装置は、エンジン排気筒中に設けることとし、消音装置を取り付けたものにあっては、消音装置より下流側に取り付けられていること。

③ 取付け上の注意　（＊＊）

ア　火炎噴出防止装置本体及び火炎噴出防止装置と排気筒の継目から排気の漏れがないこと。

イ　火炎噴出防止装置は、確実に取り付けられており、車両の走行等による振動によって有害な損傷を受けないものであること。

※　ただし、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成１５年国土交通省告示第１３１７号）による改正後の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成１４年国土交通省告示第６１９号）第４１条に基づく排出ガス規制（以下「平成１７年排出ガス規制」という。）に適合している場合

には、これと同等以上の性能を有するもの。

なお、当該給油タンク車が当該規制に適合していることは、次の(ア)又は(イ)のいずれかにより確認する。

(ア)　道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第６２条に基づく車検証、又は、東京国際空港制限区域安全管理規程第４８条に基づく車検証に平成１７年排出ガス規制の適合車である型式が示されている。

(イ)　平成１７年排出ガス規制に適合した排出ガス浄化装置を設置している旨の表示を車両の見やすい位置に掲示している。

（平成19年3月29日消防危第68号抜粋）

(3) 給油タンク車には、給油ホース等が適正に格納されないと発進できない装置を設けること。（規則第２４条の６第３項第２号）

(4) 給油設備は、次に定める構造のものであること。

①　配管は、金属製のものとし、かつ、最大常用圧力の１．５倍以上の圧力で１０分間水圧試験を行ったとき漏えいその他の異常がないものであること。（規則第２４条の６第３項第３号イ）

②　給油ホースの先端に設ける弁は、危険物の漏れを防止することができる構造とすること。（規則第２４条の６第３項第３号ロ）

③　外装は、難燃性を有する材料で造ること。

(5) 給油設備には、当該給油設備のポンプ機器を停止する等により移動貯蔵タンクからの危険物の移送を緊急に止めることができる装置を設けること。（規則第２４条の６第３項第４号）

(6) 給油設備には、開放操作時のみ開放する自動閉鎖の開閉装置を設けるとともに、給油ホースの先端部には航空機又は船舶の燃料タンク給油口に緊結できる結合金具（真ちゅうその他摩擦等によって火花を発し難い材料で造られたものに限る。）を設けること。ただし、航空機の燃料タンクに直接給油するための給油設備の給油ホースの先端部に手動開閉装置を備えた給油ノズル（手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたものを除く。）を設ける場合は、この限りでない。　規則第２４条の６第３項第５号抜粋)

(7) 給油設備には、給油ホースの先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。（規則第２４条の６第３項第６号）

(8) 給油ホースは、最大常用圧力の２倍以上の圧力で水圧試験を行ったとき漏えいその他の異常がないものであること。（規則第２４条の６第３項第７号）

(9) 船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備の給油ホースは、著しい引張力が加わったときに当該給油タンク車(当該給油ホースを除く。)に著しい引張力を加えず、かつ、当該給油ホース等の破断による危険物の漏れを防止する措置が講じられたものであること。（規則第２４条の６第３項第８号）

(10) 給油タンク車の運用指針については、昭和４８年３月１２日消防予第４５号「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」別紙第４によること。（資料編参照）

特 例 の 移 動 タ ン ク 貯 蔵 所

（政令第１５条第４項）

第19	特 例 の 移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	令15－４

１　特例の移動タンク貯蔵所

アルキルアルミニウム、アルキルリチウム、アセトアルデヒド、酸化プロピレンその他の総務省令で定める危険物（規則第２４条の７）を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所については、当該危険物の性質に応じ、総務省令（規則第２４条の８・規則第２４条の９・規則第２４条の９の２）で、政令第１５条第１項及び第２項に掲げる基準を超える特例を定めることができる。　（政令第１５条第４項抜粋）

２　移動タンク貯蔵所の特例を定めることができる危険物

移動タンク貯蔵所の特例を定めることができる危険物は、アルキルアルミニウム等及びアセトアルデヒド等及びヒドロキシルアミン等とする。

（規則第２４条の７抜粋）（規則第１３条の７抜粋）

(1) アルキルアルミニウム等の定義

第３類の危険物のうちアルキルアルミニウム若しくはアルキルリチウム又はこれらのいずれかを含有するものとすること。　（規則第６条の２の８抜粋）

(2) アセトアルデヒド等の定義

第４類の危険物のうち特殊引火物のアセトアルデヒド若しくは酸化プロピレン又はこれらのいずれかを含有するもの。　（規則第１３条の７抜粋）

(3) ヒドロキシルアミン等の定義

第５類の危険物のうちヒドロキシルアミン若しくはヒドロキシルアミン塩類又はこれらのいずれかを含有するもの。　（規則第１３条の７抜粋）

３　アルキルアルミニウム等の移動タンク貯蔵所の基準の特例

アルキルアルミニウム等を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所に係る政令第１５条第４項の規定による同条第１項及び第２項に掲げる基準を超える特例は、次のとおりとする。　（規則第２４条の８）

(1) 政令第１５条第１項第２号の規定にかかわらず、移動貯蔵タンクは、厚さ１０㎜以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、１ＭＰａ以上の圧力で１０分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。

（規則第２４条の８第１号抜粋）

(2) 政令第１５条第１項第３号の規定にかかわらず、移動貯蔵タンクの容量は、１，９００１未満であること。　（規則第２４条の８第２号抜粋）

(3) 規則第１９条第２項第１号の規定にかかわらず、安全装置は、移動貯蔵タンクの水圧試験の圧力の３分の２を超え５分の４以下の範囲の圧力で作動するものであること。

（規則第２４条の８第３号抜粋）

(4) 政令第１５条第１項第５号の規定にかかわらず、移動貯蔵タンクのマンホール及び注入口のふたは、厚さ１０㎜以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造ること。　（規則第２４条の８第４号抜粋）

(5) 政令第１５条第１項第９号の規定にかかわらず、移動貯蔵タンクの配管及び弁等は、当該タンクの頂部に取り付けること。　（規則第２４条の８第５号抜粋）

(6) 規則第２４条の５第４項第２号の規定にかかわらず、移動タンク貯蔵所には、移動貯蔵タンク荷重の４倍のせん断荷重に耐えることができる緊締金具及びすみ金具を設けること。（規則第２４条の８第６号抜粋）

(7) 移動貯蔵タンクは、不活性の気体を封入できる構造とすること。

（規則第２４条の８第７号）

(8) 移動貯蔵タンクは、その外面を赤色で塗装するとともに、文字を白色として胴板の両側面及び鏡板に規則第１８条第１項第４号に掲げる注意事項を表示すること。

（規則第２４条の８第８号抜粋）

４　アセトアルデヒド等の移動タンク貯蔵所の基準の特例

アセトアルデヒド等を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所に係る政令第１５条第４項の規定による同条第１項及び第２項に掲げる基準を超える特例は、次のとおりとする。（規則第２４条の９抜粋）

(1) 移動貯蔵タンクは、不活性の気体を封入できる構造とすること。

（規則第２４条の９第１号）

(2) 移動貯蔵タンク及びその設備は、銅、マグネシウム、銀若しくは水銀又はこれらを成分とする合金で造らないこと。（規則第２４条の９第２号）

５　ヒドロキシルアミン等の移動タンク貯蔵所の基準の特例

ヒドロキシルアミン等を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所に係る政令第１５条第４項の規定による同条第１項及び第２項に掲げる基準を超える特例は、規則第２２条の２の５に掲げるヒドロキシルアミン等を貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所の規定の例によるものとする。（規則第２４条の９の２抜粋）

国際輸送用移動タンク貯蔵所

（政令第１５条第５項）

第20	国 際 輸 送 用 移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	令15―5

１　国際輸送用移動タンク貯蔵所

国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合する移動タンク貯蔵所については、総務省令で、第１項、第２項及び前項に掲げる基準の特例を定めることができる。

（政令第１５条第５項）

２　国際輸送用移動タンク貯蔵所の基準の特例

国際輸送用移動タンク貯蔵所に係る令第１５条第５項の規定による同条第１項、第２項及び第４項に掲げる基準の特例は、次に定める規定を適用しない。

（規則第２４条の９の３抜粋）

(1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う車両（第２条第６号に規定する車両をいう。）に固定されたタンク（以下「移動貯蔵タンク」という。）は、厚さ３．２ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあっては７０キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあっては最大常用圧力の１．５倍の圧力で、それぞれ１０分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。（政令第１５条１項２号）

(2) 移動貯蔵タンクは、容量を３万リットル以下とし、かつ、その内部に４千リットル以下ごとに完全な間仕切を厚さ３．２ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で設けること。（政令第１５条１項３号）

(3) 前号の間仕切により仕切られた部分には、それぞれマンホール及び総務省令で定める安全装置を設けるとともに、総務省令で定めるところにより、厚さ１．６ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造られた防波板を設けること。（政令第１５条１項４号）

(4) 移動貯蔵タンクのマンホール及び注入口のふたは、厚さ３．２ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造ること。

（政令第１５条１項５号）

(5) マンホール、注入口、安全装置等（以下「附属装置」という。）がその上部に突出している移動貯蔵タンクには、総務省令で定めるところにより、当該附属装置の損傷を防止するための装置を設けること。（政令第１５条１項７号）

(6) 移動貯蔵タンクの外面には、さびどめのための塗装をすること。

（政令第１５条１項８号）

(7) 移動貯蔵タンクの下部に排出口を設ける場合は、当該タンクの排出口に底弁を設けるとともに、非常の場合に直ちに当該底弁を閉鎖することができる手動閉鎖装置及び自動閉鎖装置を設けること。ただし、引火点が７０度以上の第４類の危険物の移動貯蔵タンクの排出口又は直径が４０ミリメートル以下の排出口に設ける底弁には、自動閉鎖装置を設けないことができる。（政令第１５条１項９号）

(8) 前号の手動閉鎖装置には、総務省令で定めるところにより、レバーを設け、かつ、その直近にその旨を表示すること。（政令第１５条１項１０号）

(9) 底弁を設ける移動貯蔵タンクには、外部からの衝撃による底弁の損傷を防止するための措置を講ずること。（政令第１５条１項１１号）

(10) 移動貯蔵タンクの配管は、先端部に弁等を設けること。（政令第１５条１項１２号）

(11) 移動貯蔵タンク及び附属装置の電気設備で、可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所に設けるものは、可燃性の蒸気に引火しない構造とすること。（政令第１５条１項１３号）

(12) ガソリン、ベンゼンその他静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物の移動貯蔵タンクには、接地導線を設けること。（政令第１５条１項１４号）

(13) 移動貯蔵タンクは、積替え時に移動貯蔵タンク荷重によって生ずる応力及び変形に対して安全なものであること。（規則第２４条の５第４項第１号）

(14) 積載式移動タンク貯蔵所には、移動貯蔵タンク荷重の４倍のせん断荷重に耐えることができる緊締金具及びすみ金具を設けること。ただし、容量が６千リットル以下の移動貯蔵タンクを積載する移動タンク貯蔵所にあっては、緊締金具及びすみ金具に代えて当該移動貯蔵タンクを車両のシャーシフレームに緊結できる構造のＵボルトとすることができる。（規則第２４条の５第４項第２号（すみ金具に係る部分に限る））

(15) 移動貯蔵タンクには、当該タンクの見やすい箇所に「消」の文字、積載式移動タンク貯蔵所の許可に係る行政庁名及び設置の許可番号を表示すること。この場合において、表示の大きさは縦０．１５メートル以上、横０．４メートル以上とするとともに、表示の色は、地を白色、文字を黒色とすること。（規則第２４条の５第４項第４号）

(16) アルキルアルミニウム等を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所に係る令第１５条第４項の規定による同条第１項及び第２項 に掲げる基準を超える特例
（第２４条の８第１号から第６号（すみ金具に係る部分に限る。）まで、第７号及び第８号（外面の塗装及び文字の色に係る部分に限る。））

(17) アセトアルデヒド等を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所に係る令第１５条第４項の規定による同条第１項 及び第２項に掲げる基準を超える特例（第２４条の９第１号）

３　国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する運用基準

(1) 上記運用については、平成13年4月9日消防危第50号「国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する指針について」によること。（資料編参照）

(2) 国際海事機関（IMO）が採択した危険物の運送に関する規程（IMDGコード）に定める基準に適合する移動タンク貯蔵所については、政令第15条第５項により基準の特例が定められているが、この場合、IMDGコードにおいてタンクの諸元毎に定められている適応する危険物に係る規定についても適合する必要がある。
なお、IMDGコードに規定されているタンクの諸元及びそれに適応する危険物については、船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和54年9月27日運輸省告示第549号）別表第１の表並びに備考６（４）（ⅰ）（ⅱ）及び（ⅲ）の規定と同内容であるので参考とすること。（別記２９参照）
（平成25年2月22日付消防危第25号質疑　問１）

ＩＭＯ基準に基づく表示銘板の記載事項及び例示

COUNTRY OF MANUFACTURE （製造国）	JAPAN		
IMO TANK TYPE （IMOタンクタイプ）			
MODEL NO. OF COUTAINER （登録番号）			
APPROVAL COUNTRY （承認国、承認番号）	JAPAN APPROVAL NO.		
MANUFACTURER'S NAME （製造者の氏名又は名称）	COMPANY LTD		
MANUFACTURER'S SERIAL NUMBER （製造番号）			
YEAR OF MANUFACTURE （製造年）			
TEST PRESSURE （試験圧力）		KGF／㎡	
MAXIMUM ALLOWABLE WORKING PRESSURE （最大許容使用圧力）		KGF／㎡	
WATER CAPACITY AT 20℃ （水容量（20℃）） MAXIMUM PAYLOAD TARE WEIGHT		ℓ KGS KGS	
MAXIMUM GROSS MASS （最大総重量）		KGS	
ORIGINAL HYDRAULIC TEST DATA AND WITNESS IDENTIFICATION （水圧試験実施日及び立会者）			
CADE TO WHICH TANK IS DESIGNED （タンク設計の準拠規則）			
METALLURGIC DESIGN TEMPERATURE （使用金属の設計温度） REFERENCE TENPERATURE		℃ ℃	
MAXIMAM ALLOWABLE WARKING PRESSURE FOR COILS （コイル管の最大使用圧力）		KGF／㎡	
TANK MATERIAL （タンクの材質）			
EQUIVALENT MINIMUM SHELL THICKNESS IN MILD STEEL （相当する軟鋼の板厚） CORROSION ALLOWANCE		mm mm	
LINING MATERIAL （内張の材質）			
CAPACITY OF EACH COMPARTMENT （各区画室の容量） NUMBER OF COMPARTMENT		ℓ	
※ MONTH YEAR AND TEST PRESSURE OF MOST RECENT PERIODIC TEST AND STAMP OF EXPERT WHO CARRIED OUT （前回試験の年月、試験圧力及び実施者の捺印）			
VISUAL、、、、、 DOT、、、、、 RAIL、、、、、 APPROVING、、、、、 RID、、、、、 CARGOES OWNER、、、、、 OWNER、、、、、			

※試験については、５年定期試験及び検査と、その間の中間検査（２．５年定期検査及び試験）を実施しなければならない。（２．５年中間検査は、指定日の３ヶ月以内に受験することができる。）